

令和7年度

生津小学校いじめ未然防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日公布, 9月28日施行)

(目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(学校いじめ防止基本方針の策定)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

「令和 7 年度 生津小学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 基本認識

教育活動全体を通して、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思ってみないと見つけにくい」

(2) 学校としての構え

- ・すべての教職員が、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対応を行い、児童を守る。
- ・すべての教職員が、一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断・油断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置

・「生津小学校いじめ未然防止・対策委員会」

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭…(教育相談委員会メンバー 主幹教諭が配置されている際には、主幹教諭も含む)
(必要に応じて、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)

・「生津小学校いじめ未然防止・対策拡大委員会」

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー

(必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議委員、学校医等)

開催時期：年3回開催し、その内容を「瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会」に報告する
重大事案になりうる場合は、校長が随時召集し事態の収拾・解決にあたる

2. いじめの未然防止のための取り組み

「いじめをしない子どもたち・いじめのない学校」を目指して、どの子どもが温かな気持ちで過ごせる人間関係や学校づくりを目指したい。そのために、以下の3点を特に重点を置いて取り組みを進めていく。

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・一人一人を大切に、分かりやすい授業づくりを進める。児童一人一人が、積極的にコミュニケーション

ョンを図りながら学習したり、互いに認め合ったりする中で、「できるようになった」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。

- ・児童が自己有用感を高める場面や、困難な状況を乗り越える体験の機会を積極的に設ける。学級活動や異年齢集団による活動等を通して、児童一人一人が仲間と関わり、お互いの「まごころみつけ」をしながらよさを認め合うことで、自己有用感を味わうとともに、望ましい人間関係をつくることができるようにする。
- ・生命尊重、思いやり、規範意識をはぐくむ道德教育を推進する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことについて、具体的な場面で繰り返し指導する。特に、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対許されない」との雰囲気为学校・学年・学級全体に醸成する（全校で「なまづっこ宣言」を確認する）。
- ・「5つの学習のやくそく」や「各月の生活目標」をもとに学習習慣や基本的生活習慣を身に付けさせることで、仲間とともに生活するにはルールを守ることが大切であるという規範意識を育成する。
- ・一人一人の成長を価値付けたり、悩みを話したりできる教育相談に努める。

（2）生命や人権を大切にす指導

- ・平成25年度末に1～5年生は6年生から「仲間をうれしい気持ちにすることで心をひとつにする。仲間をつらい気持ちにすることは許さない。」ということを引き継いだ。そして、そのことを基盤にして『なまづっこ宣言』を策定した。その宣言に常に立ち返らせながら、学級での活動や児童集会、キャンペーン等に取り組み、いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず仲間を尊重する気持ちを養えるように指導する。
- ・地域での活動で、幅広い世代と関わり合いながら、社会性を育み、生きることの喜びを体感する、ボランティア活動を仕組む。
- ・道德教育を通して、児童一人一人に、命を大切にす心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等を育てる。
- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底及び、情報モラル教育の充実を図る。
- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ、教職員の共通理解を図る。
- ・教職員で児童の情報を共有することで、学年の枠を超えていじめのサインを見逃さない日常的な教職員の動きを作る。
- ・PTA総会・通信等で、いじめ防止に向けた啓発を行う。

（3）全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己存在感・自己有用感を醸成する指導・援助に努める。
 - ② 自他のよさを見つめ合う温かい人間関係を育成する。
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

3. いじめの早期発見・早期対応

いじめを見逃さない、悲しい思いをさせないように、一刻も早い対応を行いたい。そのために、以下の点に重点を置く。

（1）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、定期的なアンケートの実施、教育相談ウィーク等、多様な方法で児童の変化の把握に努めるとともに、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校全体の状況等を把握し、対策を検討する。
- ・児童との日常の会話や生活記録等を利用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等、全教職員が、些細な児童のサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーを含めた協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていないからこそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「いじめは人の気持ちを深く傷付ける」という危機意識をもち、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談担当を中心に、養護教諭、スクールカウンセラー等、校内の全教職員が協力して取り組み、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修、必要に応じて適宜職員研修を行う。一人一人の教職員が日常生活での未然防止・早期発見・早期対応への意識を深める。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、問題への対応を協議する。いじめの問題に早期対応できるように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ・いじめの事実に関わらず、児童の間のトラブルに対して、事実を明確にするとともに、事後に遺憾を残したり人間関係が損なわれたりすることなく健全な関係が育めるように、学校と家庭・地域が連携を図る。そのために日常的に信頼関係を築き、保護者や地域から情報を得られるようにする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

「いじめに対する措置」(発見したいじめに対する対応)

いじめが起きていた場合、以下の対応を速やかに行う。

- ・情報を集める(速やかにいじめの正確な実態把握を行う。)
- ・いじめ未然防止・対策委員会を開き、情報を共有し、指導方針を決定する。
- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
 - いじめられた児童への対応
 - いじめた児童への対応

- 保護者への対応
- 学級、学年、全校への指導
- 教育委員会や関係機関との連携

(児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める)

- ・いじめ未然防止・対策委員会が現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」により適切に対応する。
- ・必要に応じて、保護者会や通信等で、「いじめ」について事実や学校の対応を報告する。

4. いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4月	・入学時や各学年の開始時における「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)の説明 ・総会資料、Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施(「方針」、前年度のいじめの実態と対応等) ・PTA総会で「方針」説明(保護者向けネットいじめ研修を含む)	「方針」の確認
5月	・心のアンケート(記名方式)の実施① ・教育相談ウィークでの児童への面談 ※「生津小学校いじめ未然防止・対策委員会」は4月当初から随時実施	
6月	・いじめアンケート(無記名式)の実施と気になる児童への面談① ・いじめ未然防止に向けた全校集会(企画委員会主催によるいじめ防止の取組について) ・第1回「生津小学校いじめ未然防止・対策拡大委員会」の実施(「方針」説明)	「なまづっこ宣言」の確認および取組の発表
7月	・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」(対策等の見直し) ・「生津小学校いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会(夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り)	未然防止・早期発見・早期対応についての評価 第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会(ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会) ・「生津小学校いじめ未然防止・対策委員会」の実施(夏休み前の取組の評価)	夏季休業中の指導
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・Webページ等による取組経過等の報告	
10月	・心のアンケート(記名式)の実施② ・教育相談ウィークでの児童への面談 ・学年会(いじめ防止対策の取組についての中間交流) ・第2回「生津小学校いじめ未然防止・対策拡大委員会」の実施(いじめ防止対策の取組についての中間交流)	
11月	・「ひびきあい活動」の取組(全校でのいじめ防止対策の取組) ・「ひびきあい集会」(学級・企画委員会のいじめ防止対策の発表) ・いじめアンケート(無記名式)の実施と気になる児童への面談②	
12月	・第2回「教職員の取組評価(自己評価)アンケート」(次年度に向けて) ・「生津小学校いじめ未然防止・対策委員会」の実施(いじめ防止対策の取組についての中間交流)	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査

1月	- 心のアンケート（記名式）の実施③ - 教育相談ウィークでの児童への面談 - 職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） - 教職員による次年度の取組計画	
2月	- 児童会の取組のまとめ - 第3回「生津小学校いじめ未然防止・対策拡大委員会」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案）	
3月	通信等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ
	児童向け情報モラル学習…講師、インターネット等を活用した学習会をもつ（形式と予定時期については未定）	

5. 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント

（１）いじめ防止等のための措置

《学級担任等》

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導主事》

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《各担当》

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する（企画委員会による「なまづっこ宣言」の啓発・推進、相談箱の設置など）。

《管理職》

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

（２）早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- ・いじめアンケート「私はいじめを受けている」「私はいじめられている人を見たことがある」の項目に注目し、○をつけている子に対しては面談等を実施、情報収集をする。

《養護教諭》

- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。
- ・把握した情報は、担任・主任等と共有する。

《生徒指導主事》

- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施する（年３回アンケートを実施、每学期教育相談を実施）。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

（３）いじめに対する措置

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・知り得た情報は、速やかに対策委員会に報告する。

《いじめ未然防止・対策委員会》

- ・教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

《いじめ対策委員会》

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事、管理職などで役割を分担）。

➤いじめられた児童や、いじめた児童への対応

➤その保護者への対応

➤教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等

- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ未然防止・対策委員会」でより適切に対応する。

③－A 児童への指導・支援を行う

※「いじめ対策委員会」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた児童に対応する教員》

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた児童に対応する教員》

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《いじめ対策委員会》

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーや警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

＊いじめの解消とは ・いじめにかかる行為が止んでいること（3か月を目安とする）

・被害児童が、心身の苦痛を感じていないこと

- ・指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

〇いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要

〇いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応する

6. 「いじめ防止基本方針」の見直し（PDCAサイクル・取組検証）

- ・「児童の取組評価アンケート」「自己評価」「学校関係者評価」等を通して、取組（未然防止、早期発見、早期対応）を点検・見直しを行い、次年度に生かす。

7. 個人情報（アンケート等）の取り扱いについて

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の保存期間は5年間とする。

8. 重大事態への対応

- ・対策委員会が、重大事態と判断した場合は、校長は速やかに対策委員会（拡大対策委員会）を招集し、報告、相談するとともに、瑞穂市教育委員会に報告する。

平成26年4月1日策定

(令和7年4月1日改定)